

平成十五年二月

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前
のかつ情報に基づき同意の手續に関するロッテルダム条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	目的	三
2	禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質に関する手続	三
3	化学物質の附属書 への掲載	三
4	附属書 に掲げる化学物質の輸入に関する義務	三
5	附属書 に掲げる化学物質の輸出に関する義務	三
6	輸出の通報	三
7	輸出される化学物質と共に送付すべき情報	四
8	情報の交換	四
9	条約の実施	四
10	技術援助	四
11	締約国会議及び事務局	四
12	紛争の解決	五
13	最終条項	五

14 附属書

三 条約の実施のための国内措置

(参考)

五

五

六

1 条約の成立経緯

(1) 有害な化学物質等の輸出入については、平成元年（千九百八十九年）以来、国際連合環境計画（UNEP）及び国際連合食糧農業機関（FAO）において、いわゆる「事前のかつ情報に基づく同意の手續」の制度が運用されてきている。これは、特定の有害化学物質等の輸入の可否について事前に参加国の意思を確認し、当該化学物質等の輸出については輸入国側の意思を尊重して対応するという制度についてのガイドラインであり、それぞれ「国際貿易の対象となる化学物質についての情報の交換に関するUNEPの改正されたロンドン・ガイドライン」（以下「改正されたロンドン・ガイドライン」という。）及び「駆除剤の流通及び使用に関するFAOの国際的な行動規範」（以下「国際的な行動規範」という。）として、これまで我が国を始めとする多くの国において実施されてきた。

(2) 平成四年（千九百九十二年）に開催された国連環境開発会議（いわゆる地球サミット）において採択されたアジェンダ二十一は、その第十九章で有害な化学物質の適正な管理のため、事前のかつ情報に基づく同意の手續に関する法的文書の作成について検討すべきであるとした。UNEPは、これを受けて平成七年（千九百九十五年）の第十八回管理理事会において、この手續を条約化するため政府間交渉委員会を開催することを決定した。平成八年（千九百九十六年）三月以来五回にわたり政府間交渉委員会による交渉が行われ、平成十年（千九百九十八年）九月十日にロッテルダムで開催された外交会議においてこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、国際貿易の対象となる有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、これらの化学物質から人の健康及び環境を保護するための国際協力を一層推進すると見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 特定の化学物質を禁止し又は厳しく規制するための国内措置（「最終規制措置」）をとった場合には、当該措置を事務局に通報

すること。(事務局は、二以上の地域から特定の化学物質に関する最終規制措置の通報を受領した場合には、当該通報を一定の要件に従い、化学物質検討委員会に送付する。同委員会は当該化学物質を附属書 に掲げるべきか否かについて締約国会議に勧告し、締約国会議は決定を行う。)

(2) 附属書 に掲げられた化学物質の将来の輸入に関する回答を事務局に通報し、当該回答を自国の関係者が入手することができるようにすること。化学物質の輸入に同意しないこと又は特定の条件を満たす場合にのみ化学物質の輸入に同意することを決定するときは、(a)すべての者からの当該化学物質の輸入及び(b)国内における使用のための当該化学物質の国内生産について同時に禁止し又は同様の条件を付すること。

(3) 附属書 に掲げられた化学物質について、事務局から通報された各締約国の将来の輸入に関する回答を自国の関係者に通知し、自国の輸出者が当該回答の内容に従うことを確保するための適当な立法措置又は行政措置をとること。化学物質の輸入について回答しなかった輸入締約国等に対して、当該化学物質が自国から輸出されないことを一定の場合を除き確保すること。

(4) 自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質が自国から輸出される場合には、輸入締約国に対して輸出の通報を行うこと。

(5) 附属書 に掲げられた化学物質及び自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質を輸出する者に対しては、人の健康及び環境に対する危険性又は有害性に関する情報を提供するようラベル等による表示を義務付け、及び安全性に関する情報を記載した資料を輸入者に送付することを義務付けること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、有害化学物質から人の健康及び環境を保護するための国際協力を促進する重要な環境条約の一つである。平成十四年(二千二年)八月末から九月にかけて開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で採択された「実施計画」においても、この条約の本年中の発効に向けた各国の協力がうたわれており、我が国としても、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十箇条、末文及び五の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この条約は、特定の有害な化学物質の特性についての情報の交換を促進し、当該化学物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手續を規定し並びにその決定を締約国に周知させることにより、人の健康及び環境を潜在的な害から保護し並びに当該化学物質の環境上適正な使用に寄与するために、当該化学物質の国際貿易における締約国間の共同の責任及び協同の努力を促進することを目的とする。

2 禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質に関する手續（第五条）

最終規制措置（特定の化学物質を禁止し又は厳しく規制するための国内措置）をとった締約国は、当該措置を事務局に通報する。事務局は、事前のかつ情報に基づく同意の手續に係る地域のうち二の地域から特定の化学物質に関する通報を受領し、かつ、当該通報が附属書の要件を満たしていることを確認した場合には、当該通報を化学物質検討委員会に送付する。同委員会は、当該化学物質を附属書 に掲げるべきか否かについて締約国会議に勧告する。

3 化学物質の附属書 への掲載（第七条）

事務局は、締約国会議が化学物質を附属書 に掲げることを決定した場合には、その情報をすべての締約国に送付する（第七条 3）。

4 附属書 に掲げる化学物質の輸入に関する義務（第十条）

(1) 締約国は、事務局に対し、附属書 に掲げられた化学物質の将来の輸入に関する回答を送付する（第十条2）。
(2) 事務局は、受領した回答をすべての締約国に通報する（第十条10）。

5 附属書 に掲げる化学物質の輸出に関する義務（第十一条）

締約国は、附属書 に掲げられた化学物質について、事務局から通報された各締約国の将来の輸入に関する回答を自国の関係者に通知し、自国の輸出者が当該回答の内容に従うことを確保するための適当な立法措置又は行政措置をとる（第十一条1）。

6 輸出の通報（第十二条）

締約国は、自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質が自国から輸出される場合には、輸入締約国に対して

輸出の通報を行う（第十二条1）。

7 輸出される化学物質と共に送付すべき情報（第十三条）

(1) 締約国は、附属書 に掲げる化学物質に特定の統一システム関税番号が付された場合には、当該化学物質の輸出に際して積荷についての書類に当該番号を記載することを義務付ける（第十三条1）。

(2) 締約国は、附属書 に掲げる化学物質及び自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質が輸出される場合には、人の健康及び環境に対する危険性又は有害性に関する情報を提供するようなラベル等による表示を義務付ける（第十二条2）。

(3) 締約国は、(2)に規定する化学物質に関し、安全性に関する情報を記載した資料を輸入者に送付することを義務付ける（第十二条4）。

8 情報の交換（第十四条）

締約国は、適当な場合には、この条約の対象とされている化学物質について、科学的、技術的及び経済的な情報並びに法律に関する情報を交換すること等を促進する（第十四条1）。

9 条約の実施（第十五条）

締約国は、この条約を効果的に実施するための国内の基盤及び制度を確立し及び強化するために必要な措置をとる（第十五条1）。

10 技術援助（第十六条）

締約国は、この条約の実施を可能にするため、特に開発途上国及び移行経済国のニーズを考慮して、化学物質の管理に必要な基盤の整備及び能力の開発のための技術援助の促進について協力する。

11 締約国会議及び事務局（第十八条及び第十九条）

(1) 締約国会議は、第一回会合の後、定期的に開催するものとし、この条約の実施について検討し及び評価する。また、化学物質検討委員会という名称の補助機関を設置する（第十八条）。

(2) 事務局の任務は、UNEP事務局長とFAO事務局長とが共同で遂行する(第十九条)。

12 紛争の解決(第二十条)

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争の解決について規定している。

13 最終条項(第二十一条から第三十条まで)

改正、投票、署名、批准等、効力発生、留保、脱退等について規定している。

14 附属書

- (1) 最終規制措置をとった締約国が行う通報に含める情報の要件について規定している(附属書)。
- (2) 禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質を附属書 に掲げるための基準について規定している(附属書)。
- (3) 事前のかつ情報に基づく同意の手続の対象となる化学物質を掲げている(附属書)。
- (4) 著しく有害な駆除用製剤を附属書 に掲げるための情報及び基準について規定している(附属書)。
- (5) 輸出の通報に関する情報の要件について規定している(附属書)。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十年九月十日 ロッテルダムにおいて採択

2 効力発生 平成十五年一月三十一日現在 未発効(五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 七十三箇国

アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハンガリー、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリア、日本国、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、モリタニア、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、セントルシア、セネガル、セーシェル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、欧州共同体

4 締約国 平成十五年一月三十一日現在 三十九箇国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、チェコ、エルサルバドル、エチオピア、ガンビア、ドイツ、ギニア、ハンガリー、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キルギス、リビア、ルクセンブルク、マレーシア、マーシャル、モンゴル、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、サモア、サウジアラビア、セネガル、スロベニア、南アフリカ共和国、スリナム、スイス、タンザニア、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、欧州共同体